

寄付についての詳細

1（まえがき）

私道とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路以外の道路（一般の通行に供され、かつ明らかに道路形態を有するものに限る。）であって、国又は公共団体以外のものが管理し、及びその敷地所有権を有するものをいう。ただし、表層認定道路については私道として扱う。



私道に埋設されている下水道管等は、個人(私)所有物となります。



以下の維持管理、布設替え工事についても、個人(私)の負担となります。

維持管理

- ・ 下水本管のつまりの解消の**清掃**
- ・ 下水管からの漏水や管ズレ解消の**補修工事**
- ・ マンホールふたのガタつきの**修繕**

布設替え工事

- ・ 耐用年数を超え、下水本管が使用できなくなった時の、**布設替え工事**



以下の心配事が考えられる。

- ・ いつ**清掃、補修工事、修繕、布設替え工事**が発生するかわからない。
- ・ いざ発生した時に**どのように対応したらいい**かわからない。
- ・ その都度、**費用負担**が発生する。



それら心配事を解消するための一例

- ・ 私道に既に設置されている下水道管等を東大阪市へ寄付する。



次ページへつづく

2（寄付前と寄付後の対応について）

	寄付前	寄付後
清掃	個人(私)	東大阪市
補修工事	個人(私)	東大阪市
修繕	個人(私)	東大阪市
布設替え工事	個人(私)	東大阪市

3（寄付の要件）

寄付をするには、以下の(1)～(6)すべての要件を満たす必要があります。

- (1) 道路の形態を有し、その有効幅員が1.5メートル以上あること。
- (2) 私道に既に設置されている排水設備の両端又は一端が、公共施設に接続されていること。ただし、分流地域における雨水については、管理者が特に認めるときはこの限りではない。
- (3) 私道に既に設置されている排水設備の更新及び維持管理において、家屋等への影響がなく、工事等が技術的に困難でないこと。また、私道の上に支障となる建築物をはじめ工作物等が無いこと。
- (4) 私道に面して、現に居住する家屋（公道等に面し既に公共下水道柵が設置されている家屋を除く）が2戸（家屋の所有者が同一人であるものは、1戸と算定する。）以上あること。ただし、国、地方公共団体、公社、公団及びその他の法人が所有する家屋は戸数算入しない。
- (5) 既設排水設備が設置されている土地所有者全員が、当該設備の機能が存続する期間、当該土地を無償で工事及び維持管理で使用するについて承諾していること。
- (6) 私道に隣接する全ての土地及び家屋の所有者、既設排水設備の使用者（家屋居住者）または占有者が既設排水設備の寄付を要望していること。



次ページへつづく

4（寄付の申請）

寄付をしたいときは、東大阪市上下水道局下水道部サービス推進室排水設備課へご相談ください。

連絡先：06-4309-3249（直通）



まず、「事前審査依頼書（様式第1号）」を提出していただきます。



その後、市職員が現地を確認し、寄付受付の可否を通知します。



通知後、寄付に該当する場合は、以下の書類を揃えてください。

要望者は、そのうちから代表者を定め、既設排水設備寄付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。

- (1) 委任状（様式第4号）
- (2) 私道の位置図及び現況写真
- (3) **公図の写し及び登記簿謄本（土地及び建物）**
- (4) 承諾書（様式第5号）
- (5) 既設排水設備の平面図
- (6) 同意書（様式第6号）

※土地所有者もしくは建物所有者以外が居住している場合に限る。

- (7) その他管理者が必要と認める書類

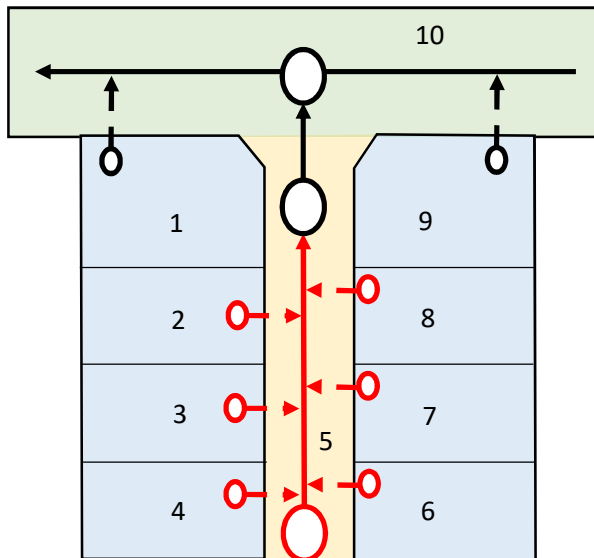
※一人の所有者・居住者の不承諾があれば、寄付は成立しません



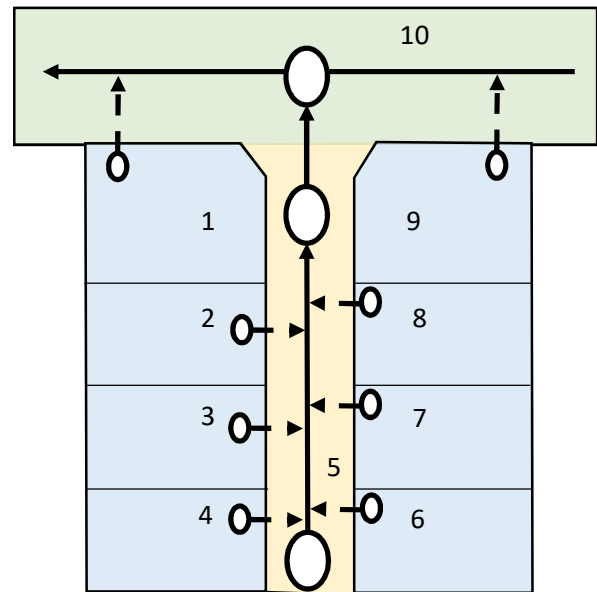
次ページへつづく

5（寄付前後の管理イメージ図）

【寄付前】



【寄付後】



凡例

	公道（地番10）
	私道（地番5）
	宅地（地番1,2,3,4,6,7,8,9）
	公共下水道管と人孔（市管理）
	柵と取付管（市管理）
	私道に既に設置されている排水設備（私管理）
	柵と取付管（私管理）

法務局で公図の写し及び登記簿謄本（土地及び建物）を取得してください。

上図の「5（寄付前後の管理イメージ図）【寄付前】」を寄付する場合」

例：私道（地番5）と宅地（地番1,2,3,4,6,7,8,9）の土地所有者と建物所有者を
大阪法務局 東大阪支局で調べましょう。

調査例

- ①地番4で公図の交付請求をすると、地番1～10を含んだ公図が取得できます。
（注意：稀に地番1～9までしか表記されていない場合等もあります）
- ②取得した公図で地番を確認して、対象地番である地番1～9の全部事項証明書（土地）と全部事項証明書(建物)の交付請求をしましょう。
建物登記がされていなければ交付されません。
【例：公道（地番10）には、全部事項証明書(建物)は交付されない】
※交付請求については、費用が掛かります。
詳しくは法務局にお問い合わせください。